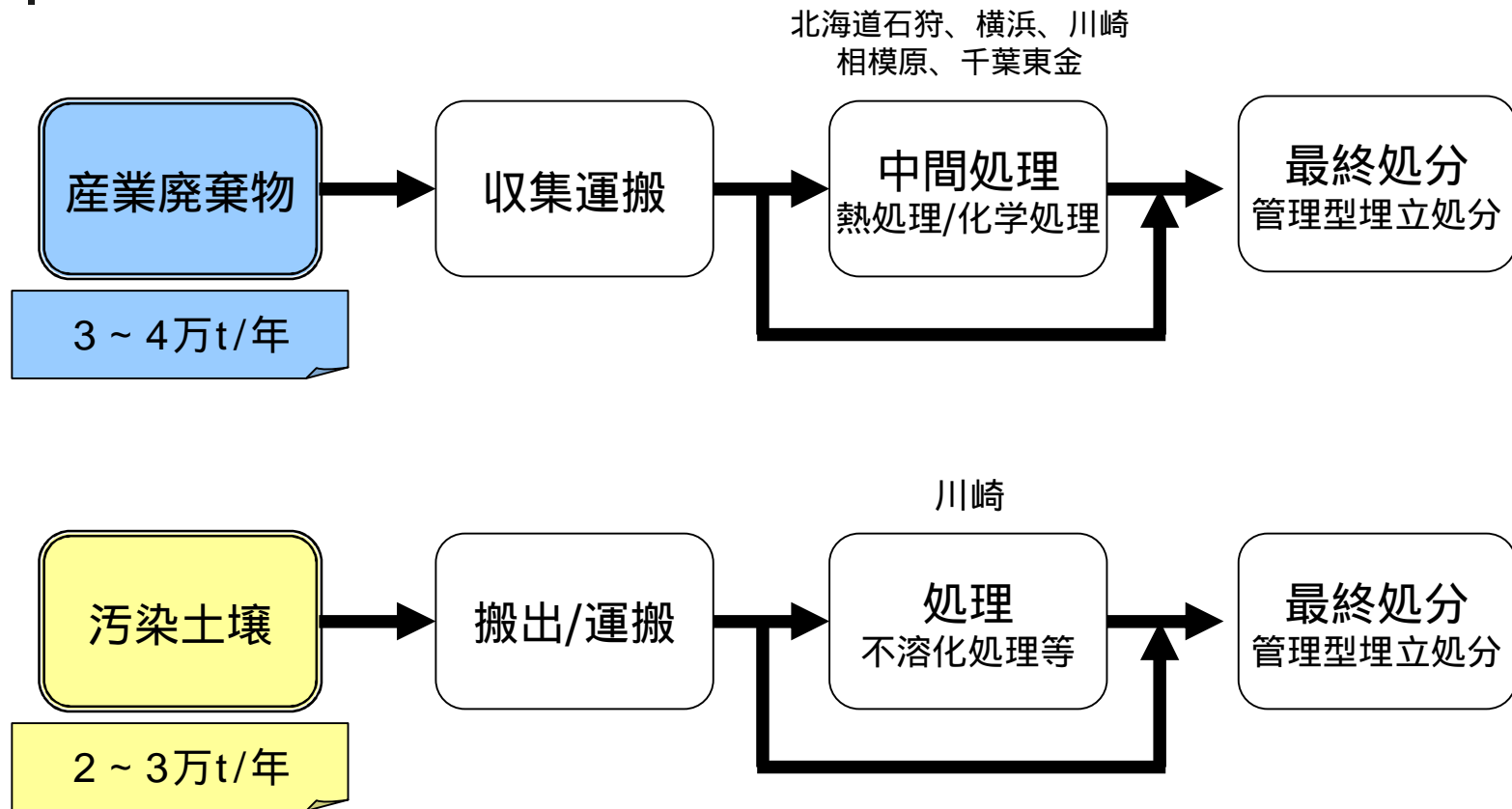




汚染土壌の搬出及び 処理・処分の実態

平成19年7月31日
三友プラントサービス株式会社

三友プラントサービス(株)とは



運搬車両・処理処分施設

運搬車両



平ボディトレーラー車
Flat Body Trailer



処理施設



熱処理施設
ローリーキルン



化学処理施設



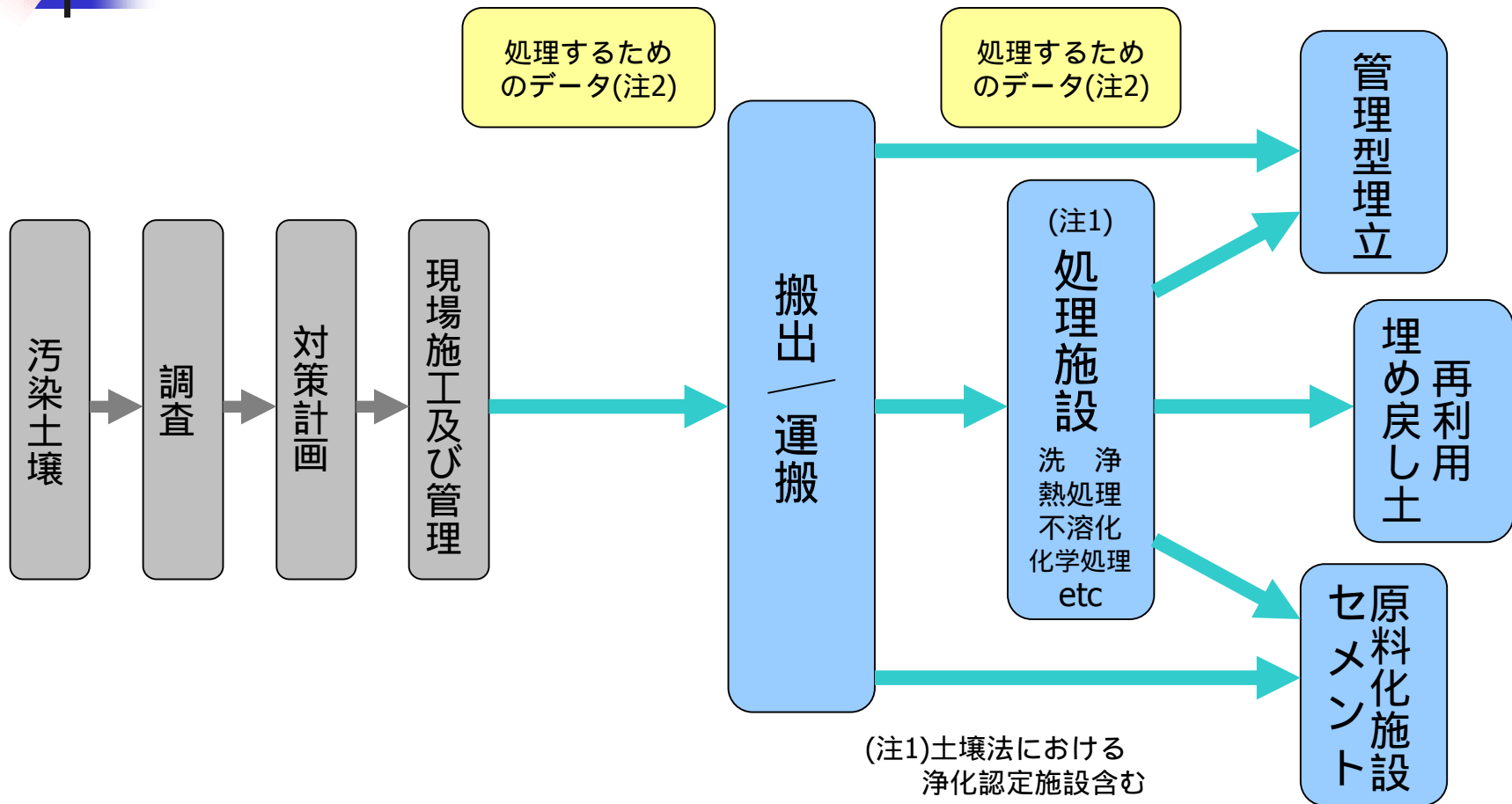
不溶化処理施設

処分施設



管理型埋立処分場

汚染土壌処理の流れ



(注1) 土壌法における
浄化認定施設含む

(注2) 有害物質等の濃度、数量、荷姿



産業廃棄物と汚染土壌の対比

	産業廃棄物	汚染土壌
法令の対象	全ての産業廃棄物	指定区域のみ
責任者	排出者	土地所有者など
契約書	必須（費用記載）	必要なし
収集運搬	許可制	許可不要
マニフェスト	義務化	指定区域以外は任意
処理処分	許可制	指定区域以外は任意
罰則規定	厳格なもの	搬出・処理処分としてはない



産業廃棄物の不適正処理事案

汚染行為者

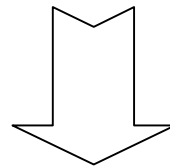
大幅な利益確保が目的であって、
当初より適正処理を行おうとする
意識は全く無い

場所

山林や市街地などあらゆる所
他府県への搬出も少なくない

不適正処理箇所
における問題点

人の健康被害
生活環境保全上の支障



規制の強化



廃棄物処理法の主な罰則規定

排出事業者

- ・ 無許可業者への処理委託
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
- ・ マニフェスト虚偽記載、未交付
6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金

処理業者（収集運搬、処理処分）

- ・ 欠格要件、事業停止命令違反など
許可取り消し
- ・ 無許可営業、不正な手段で許可更新/許可変更
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金



汚染土壌不適正処理の現状

発覚事例が少ない。

汚染土壌か？土砂か？の見分けがつかない。

これに伴い、汚染土壌の不適正処理事案が顕在化しにくい。

産業廃棄物の場合は、視覚（廃液の色、ドラム缶etc）、臭いなどにより、比較的短期間かつ容易に顕在化。



汚染土壌処理で強化すべきポイント

汚染土壌の不適正処理事案及び生活環境保全上の支障をきたす事案が推察される。

産業廃棄物の不適正処理の歴史に鑑み、今後の汚染土壌の適正処理を担保するためのポイントを整理する。

- ・ 収集運搬、処理処分事業者に対する許可制度（認定制度）
- ・ 搬出汚染土壌管理票（マニフェスト）の義務づけ
トレーサビリティの強化
- ・ 罰則規定 / 優良事業者評価制度



ま と め

- ・ 汚染土壌専用の管理型埋立処分場
産業廃棄物の管理型埋立処分場に比べ、浸出水の処理費などのランニングコストが低減できるため、より安価な埋立処分を市場に供給できる。
- ・ 一貫した処理システム